

高千穂町子ども読書活動推進計画

～豊かな人間性を育む読書活動の推進～



令和5年3月

高千穂町教育委員会

はじめに

「読書は大事である」という話は古くから語られていますが、その「大事さ」の根拠が具体的に語られることは少ないのではないのでしょうか。しかし、近年の様々な科学研究の成果もあり、読書が人間生活に与える効果は、脳の活性化やストレスの解消、創造力や想像力の育成など多岐にわたることが示されています。

一方、年々めざましい進化を遂げる通信機器の普及に伴って、映像での情報収集や活字離れ・読書離れが進み、このことによって人間がもつ本来の能力の低下や劣化が問題視されていることも深刻な事実です。

このような中、本計画書の第2章までに記したように、国や県は読書活動推進に係る施策を打ち出し、子どもを含めた国民全体の読書活動の活性化に力を入れています。

高千穂町では、平成16年に全国でも数少ない『高千穂町家族読書条例』を制定し、独自の取組を継続しています。制定の初年度からブックスタート事業を立ち上げ、子どもの出生時と1歳半検診時に絵本を贈呈したり、図書館職員による絵本相談なども行い、早い段階からの読書習慣の育成に取り組んでいます。また、季節ごとの町のお話し会や図書館まつりの開催なども同時にスタートさせ、町立図書館の年間行事として定着しています。さらに、読み聞かせボランティア団体による各小中学校単位での「朝の読み聞かせ活動」は、条例の制定前から取り組んでいる団体もあり、20年を超える取組を展開しています。

また、町が独自に行っている「子育て支援・ゆい高千穂事業」では、子どもたちの生活リズムに関する部会を立ち上げ、子どもを含めた家族全体のメディアコントロールの在り方についても15年以上の取組を続けています。このような地道な取組が評価され、高千穂町立図書館が『令和5年度子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体』として文部科学大臣表彰内定の連絡を受けたことは、これまでの実践に自信を深めるとともに今後の新たな展開への弾みとなりました。

今回策定する『高千穂町子ども読書活動推進計画』では、従前からの取組の活性化はもちろんのこと、読書活動の核となる町立図書館や各学校図書館の機能を充実させ、時代の要請にしなやかに対応できる実効性の高いものになるよう配慮いたしました。

本計画が町内の子どもに限らず、すべての世代の読書活動の推進に資するものになるよう、関係機関との連携を図りながら更なる実践を積み重ねて参ります。

令和5年3月
高千穂町教育委員会

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置付け.....	2
3. 計画の期間.....	2
第2章 計画策定の背景.....	3
1. 国内の動き.....	3
2. 本町の動き.....	4
第3章 計画策定の基本的な考え方.....	5
1. 基本方針.....	5
2. 子どもの読書活動推進の体系図.....	6
第4章 具体的な取組等.....	7
基本方針Ⅰ 家庭における読書活動の推進.....	7
基本方針Ⅱ 学校等における読書活動の推進.....	8
基本方針Ⅲ 地域における読書活動進.....	9
基本方針Ⅳ 読み聞かせボランティアの育成及びボランティアグループの 活動支援、連携強化.....	10
第5章 管理指標について.....	11
参考資料	
高千穂町家族読書条例.....	12
子どもの読書活動推進に関する法律.....	14
高千穂町子ども読書活動推進計画策定委員会設置に関する要綱.....	17
高千穂町子ども読書活動推進計画策定委員.....	19

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

今日、子どもを取り巻く生活環境は、インターネットやSNS等の様々な情報メディアの発達・普及に伴い大きく変化し、さらには乳幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの読書離れが指摘されており、読書習慣を身につけた子どもを育成していくためには、家庭や学校、地域が一体となって、読書活動を推進する必要があります。

このような中、国は、子どもの健やかな成長に資するため、国、地方公共団体、事業者、保護者が子どもの読書活動に対して果たすべき役割を規定し、子どもの読書活動の推進のための総合的・計画的な環境整備を促すため、平成13年12月に、「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、「読書活動は、子どもにとって、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につける上で欠くことのできないものであることに鑑み、すべての子供があらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境整備が推進されなければならない。」と、子どもの読書活動に関する基本理念を定めました。

平成14年8月にはこの法律に基づいた「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、その後5年ごとにそれまでの成果や課題、諸状況の変化等の検証を踏まえ見直しを行い、平成30年4月に第四次基本計画を策定し、2022年度までの読書活動に関する施策の基本的傾向と具体的な方策を示しました。

宮崎県においては、平成16年3月に「宮崎県子ども読書活動推進計画」を策定し、平成23年3月には、「家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進」、「子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実」、「子どもの読書活動に関する広報・啓発」を計画推進の柱とした「第二次宮崎県子ども読書活動推進計画」を策定しました。さらに、平成30年8月に、子どもから大人まで全ての県民が生涯にわたって読書に親しむ「日本一の読書県」を目指し、「宮崎県生涯読書活動推進計画」を策定し、読書環境の整備や読書振興に向けた施策を進めています。

高千穂町においては、「読書の意義と教育的効果を再認識し、行政と学校並びに町内の各家庭が一体となって家族ぐるみの読書運動に取り組むことにより、家族間の望ましい人間関係の醸成と次代を担う子どもたちの心豊かな成長に寄与する」ことを目的に、平成16年3月に「高千穂町家族読書条例」を制定し、読書活動を推進してきました。

また、「第6次高千穂町総合長期計画」（令和3年3月策定）では、社会の将来を担う子どもたちに、確かな学力や思いやりの心、生きる力を身に付ける、「豊かな人間性を育むまちづくり」を目指すことを基本目標としており、同計画及び「第2期高千穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和3年3月策定）の具体的施策では、「町立図書館を中心に読み聞かせやイベント等を実施し、子供から高齢者まで誰もが読書を楽しむことができる環境づくりを進める」こととしています。

これらを踏まえ、乳幼児期から本に触れる機会を増やす方策や読書に親しむ環境整備、ボランティアの育成など、家庭や地域、学校等の関係機関それぞれが連携・協力し、読書に取り組みやすい環境や仕組みづくりなど、今後の高千穂町の子ども読書活動を総合的・計画的に推進するため、「高千穂町子ども読書活動推進計画」を策定し、町全体で豊かな人間性を育む読書活動を推進していきます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）に基づき、第四次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び「宮崎県生涯読書活動推進計画」（平成30年度）を基本とし、本町における子ども読書活動の推進に関する取組や方向性を示す計画です。

また、「第6次高千穂町総合長期計画」や「第2期高千穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略」などの本町の教育に関する各計画との整合を図りながら、子ども読書活動を推進していきます。

3. 計画の期間

本計画の期間は令和5年度から令和9年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行うこととします。

第2章 計画策定の背景

1. 国内の動き

(1) 国の動向

平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号。以下「推進法」という。)が成立しました。推進法は、子どもの読書活動の推進に関して基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって子どもの健やかな成長に資することを目的としています。

これを機に、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所で、自主的に読書活動を行うことのできる環境の整備を積極的に推進することとした第一次基本計画(平成14年)や、その後の社会情勢等の変化を踏まえた第二次基本計画(平成20年)、また、第三次基本計画(平成25年)を定め、施策の推進を図ってきました。

現在は、第三次基本計画中における成果や課題、諸情勢の変化等を検証した上で第四次基本計画(平成30年)を定め、子どもの読書活動の推進を継続して推進しています。

(2) 宮崎県の動向

県は、国の「子ども読書活動推進基本計画」を基本として、平成16年に「宮崎県子ども読書活動推進計画 ～全県的な展開に向けて～」を公表しました。この計画により一定の成果と課題が明らかになったことを受け、第二次推進計画(平成23年～平成32年)を策定し、読書のさらなる推進を図ってきました。

その後、平成27年に改定された宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」によって体系づけられた「県づくりの基本姿勢」から「日本一の読書県」を目指した総合推進事業「生涯にわたって読書に親しむみやざき県民」に発展させるため、組織を横断した「宮崎県読書活動推進委員会」を設置し、宮崎県生涯読書推進計画(平成30年度～令和9年度)を策定し、生涯読書活動を推進しています。

2. 本町の動き

高千穂町においては、「読書の意義と教育的効果を再認識し、行政と学校並びに町内の各家庭が一体となって家族ぐるみの読書運動に取り組むことにより、家族間の望ましい人間関係の醸成と次代を担う子どもたちの心豊かな成長に寄与する」ことを目的に、平成16年3月に「高千穂町家族読書条例」を制定し、読書活動を推進してきました。また、学校毎に「学校図書館教育」の策定や、読み聞かせボランティアグループによる学校での読み聞かせ活動が行われている等、小中学校における読書活動には、積極的に取り組んでいます。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本方針

計画策定の趣旨を踏まえ、基本方針として次の4つを定め、具体的な取組を進めていきます。

基本方針Ⅰ 家庭における読書活動の推進

家庭は、子どもが最初に本に出会う場所であり、読書を楽しむ習慣を形成するための重要な役割があります。乳幼児期の子どもに読み聞かせをしたり、成長に合わせて一緒に本を読んだり、家庭内で本と触れ合う時間を過ごすことが最も重要です。

基本方針Ⅱ 学校等における読書活動の推進

就学以降も子どもが読書を親しむ環境づくりが必要です。そのために学校や保育施設では、子ども達が様々な学習活動や読み聞かせ団体等による定期的な読み聞かせ活動を通して、読書の楽しさを知るきっかけづくりや、読書活動を広げるような機会を提供することが大切です。

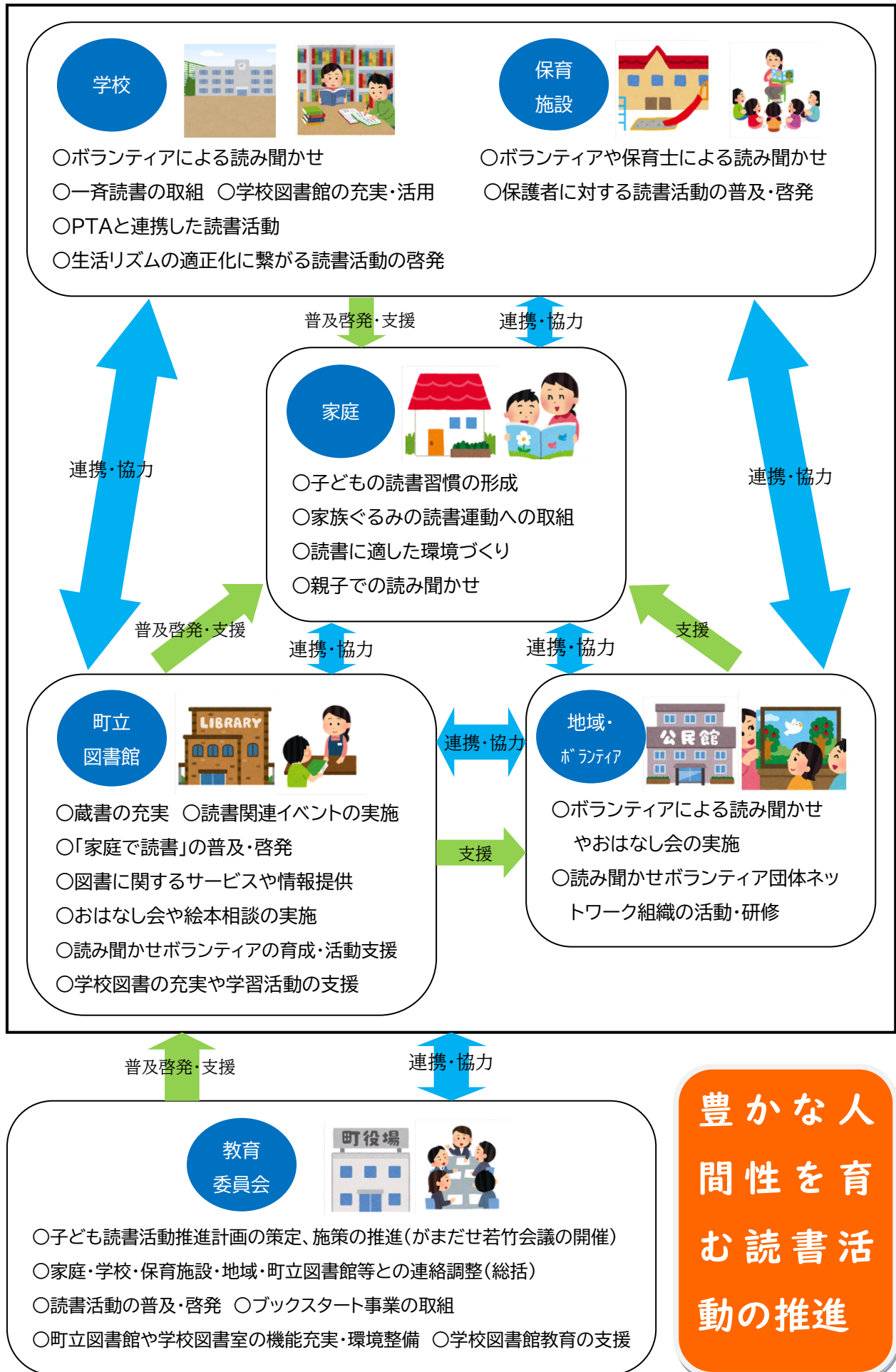
基本方針Ⅲ 地域における読書活動の推進

町立図書館は、子どもが学校外で本と出会い親しむことのできる場であることから、子どもの読書活動の中核施設としての役割があります。地域の各種団体等と町立図書館が連携し、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供していく役割が期待されます。

基本方針Ⅳ 読み聞かせボランティア（グループ）の育成、支援及びボランティアグループの連携強化

幼児期や小学生期に、読書に親しむきっかけとして、「読み聞かせ」が効果的と言われています。保育施設や小学校、町立図書館主催のおはなし会等において、読み聞かせを定期的実施していくためには、読み聞かせボランティアグループの育成及びグループ同士の連携強化を図る必要があります。

2. 子どもの読書活動推進の体系図



第4章 具体的な取組み等

基本方針Ⅰ 家庭における読書活動の推進

(1) 「家庭で読書」の提唱と普及

- 毎月町立図書館発行の「家族読書だより」や町の広報紙で「おすすめの本」を紹介するなど、それぞれの家庭において読書を楽しむ「家庭で読書」の普及に努めます。

(2) 乳幼児の読書活動の推進

- 町立図書館では、乳幼児を対象としたおはなし会や絵本相談を開催します。
- 町立図書館とよみよみネット^{※1}が連携し、子育て支援センターでの読み聞かせ会等を定期的実施します。
- 町では、ブックスタート^{※2}の取組みを継続していきます。

(3) 小学生の読書活動の推進

- 町立図書館とよみよみネットが連携し、小学生を対象にした親子参加型のおはなし会を開催したり、おすすめ本の紹介をします。

(4) 中・高校生の読書活動の推進

- 町立図書館では、ヤングアダルト^{※3}向けの図書の実充を図り、おすすめ本の紹介をします。

※1 高千穂町の読み聞かせボランティアグループのネットワークの総称。

※2 乳幼児への読み聞かせの方法等を説明しながら保護者に絵本を手渡す運動。本町では、出生届時と1歳6か月健診時の2回、絵本を贈呈している。

※3 中学生・高校生などティーン・エイジャー、すなわち児童と成人の中間に位置する年齢層。

基本方針Ⅱ 学校等における読書活動の推進

- (1) 幼稚園、保育園等における読書活動の推進
 - 保護者に対して子どもへの読書の大切さについての啓発や発達の段階に応じた絵本の紹介、保育者等の読み聞かせを推進します。

- (2) 学校や地域の特色をいかした読書活動の推進
 - 学校と読み聞かせボランティアグループが連携して、朝の読み聞かせ活動などを継続していきます。
 - 児童・生徒の本に親しむ機会や読書機会を更に拡充するため、学校での一斉読書の時間の確保や学校図書館を活用した学習活動、読書活動の充実を図るとともに、家庭・地域との連携による読書活動を推進します。
 - 校長会及び養護教諭部会等と連携し、児童生徒の生活リズムの適正化（メディアコントロール）に繋がる家庭での読書時間確保の啓発を行います。

- (3) 学校図書館の読書環境の整備・充実
 - 各小中学校が定める「学校図書館教育」の全体計画が円滑に推進されるよう支援するとともに、学校図書館の充実を図ります。
 - 蔵書数の少ない学校等に対し、県立図書館が図書を貸し出す「やまびこ文庫」や、町立図書館の図書を貸し出す「巡回文庫」等により、学校図書館の運営・充実に役立つ支援を行います。
 - 各小中学校の図書主任による「図書館教育部会」において、図書館教育に関する情報交換を行い、課題などを共有することで、読書活動の推進に繋がります。

- (4) 学校等と町立図書館の連携促進
 - 学校等と町立図書館の連携を促進し、読書活動の推進や図書資料の貸出等により、学習活動を支援します。

- (5) P T A活動と連携した読書活動の推進
 - 家庭学級等における読書活動に関する研修会の実施など、P T A活動と連携した読書活動を推奨します。

基本方針Ⅲ 地域における読書活動の推進

(1) 町立図書館の利用促進

- 「子ども読書の日」※4、「子ども読書週間」※5、「読書週間」※6 など、その時のテーマに合わせ、“おすすめ本”の展示をしたり、夏休み期間中に“としょかんまつり”を開催するなどし、子どもたちが図書館に立ち寄るきっかけを作ります。
- 町立図書館を中心に、読み聞かせ会や絵本相談、各種イベントなど読書活動推進について積極的に取り組みます。
- 町立図書館の蔵書の充実、「家族読書だより」やホームページなどによる情報発信、蔵書の検索システムや予約システムの活用をさらに促進するとともに、今後は電子書籍の活用を検討するなど、多くの町民が利用しやすい図書館を目指します。

(2) 地域における読書活動の推進

- 町立図書館とよみよみネットが連携し、町内各所の集会施設等において、定期的に「町のおはなし会」を開催するなど、地域での読書活動を積極的に実施します。

※4 平成13年の「子ども読書活動の推進に関する法律」によって制定されたもので、毎年4月23日をいう。

※5 昭和34(1959)年に始まった「こどもの読書週間」のこと。2000年の「子ども読書年」を機に、4月23日から5月12日の約3週間にわたり、こどもの読書を推進する期間。

※6 10月27日から11月9日までの2週間にわたり、読書を推進する期間。

基本方針Ⅳ 読み聞かせボランティアの育成及びボランティアグループの活動支援、連携強化

(1) 読み聞かせボランティアの育成

- 読み聞かせボランティアの資質向上を図るため、よみよみネットと連携して、研修会を実施します。

(2) 読み聞かせボランティアグループの活動支援、連携強化

- 読み聞かせボランティアの保険加入など、読み聞かせボランティアグループの活動を支援します。
- よみよみネットの会議を定期的に行い、読み聞かせボランティアグループ同士の情報交換や研修を行うとともに、連携を深め、保育施設や小・中学校、町のおはなし会等において、読み聞かせを継続的に実施していくことのできる体制を構築します。

第5章 管理指標について

基本方針に基づいた管理指標を設定し、各取組の進捗状況の点検・評価を行い、改善を図りながら計画を推進します。

基本方針	指 標	現状値 (R4)	目標値 (R9)
I 家庭における 読書活動の推進	家庭で読書に取り組む割合	—	70%
	「家族読書だより」の発行回数	毎月1回	毎月1回
	町立図書館におけるおはなし会や絵本相談の実施回数	毎月2回	毎月2回
II 学校等における 読書活動の推進	読書が好きであると答える児童・生徒の割合 (学校図書館及び読書に関する調査より)	小学校 86% 中学校 76%	小学校 90% 中学校 80%
	一冊も読まなかった生徒(中学校)の不読者率 (学校図書館及び読書に関する調査より)	56%	45%
III 地域における 読書活動の推進	町立図書館を中心に読み聞かせやイベント等を実施する回数	4回	7回
IV 読み聞かせボランティアの育成及びボランティアグループの活動支援、連携強化	読み聞かせ研修会の実施回数	年1回	年2回
	よみよみネット会議の開催回数	年1回	年2回

参考資料

高千穂町家族読書条例

(平成 16 年 3 月 29 日 条例第 8 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、読書の意義と教育的効果を再認識し、行政と学校並びに町内の各家庭が一体となって家族ぐるみの読書運動（以下「家族読書」という。）に取り組むことにより、家族間の望ましい人間関係の醸成と次代を担う子どもたちの心豊かな成長に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、「学校」とは町内の小、中学校をいう。

(教育委員会の役割)

第 3 条 教育委員会は、第 1 条の目的達成のため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 家族読書に関わる計画（以下「家族読書計画」という。）の指針づくり及び普及広報活動
- (2) 町立図書館等の蔵書等に関する情報の提供とニーズにあった貸出サービス
- (3) 読み聞かせ活動を行うボランティアの育成並びに活動支援
- (4) 関係者との会議の開催
- (5) その他、家族読書の推進に必要と認めた事業

(学校の役割)

第 4 条 学校は、PTAや家庭との連携を図りながら家族読書計画をつくり、家族読書の取り組みに積極的に協力するものとする。

2 家族読書計画には、概ね次に掲げる事項を努力事項として定めるものとする。

- (1) 家族読書に取り組む 1 週間あたりの回数及び時間
- (2) 読書時間中の家族の協力方法
- (3) 家族読書の時間に読んだ図書の記録方法
- (4) その他、各学校において必要と認めた事項

3 家族読書計画は、その達成状況をみながら必要に応じて見直すものとする。

(家庭の協力)

第 5 条 各家庭は、学校と連携しながら学校が策定した家族読書計画に積極的に参加し、協力するものとする。

(モデル校の指定)

第 6 条 教育委員会は、家族読書の調査研究を行うため、必要に応じてモデル校を指定することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成 13 年 12 月 12 日 法律第 154 号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

高千穂町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき「高千穂町子ども読書活動推進計画」（以下「計画」という。）を策定するために設置する高千穂町子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(策定期間)

第2条 計画は、令和5年3月末日までに策定、公表するものとする。

(組織及び任期)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の役職員
- (2) 公共的団体、その他関係団体の役職員
- (3) 学識経験者
- (4) その他、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から計画策定終了までとする。

4 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は補欠の委員を委嘱する。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は必要に応じ委員長が招集する。ただし第1回目は、教育長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり会務を総理する。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬及び旅費)

第6条 委員が会議に出席したときは、報酬として5,000円を支給する。

2 会議に出席する委員のうち、対象者に対して高千穂町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第9号)に基づき、旅費を支給する。

(関係職員の出席等)

第7条 委員長は、会議において関係職員等の出席及び資料の提出を求めることができる。

2 関係職員は、会議に出席して意見を述べることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

○高千穂町子ども読書活動推進計画策定委員会

役職	氏名	所属等
委員長	尾崎 浩一	押方小学校長(町校長会図書館教育担当)
委員	駒路 由加里	高千穂小学校(学校図書館教育担当)
委員	土持 美奈	高千穂中学校(学校図書館教育担当)
委員	後藤 優紀	天岩戸保育園(保育園代表)
委員	工藤 真奈美	第一高千穂幼稚園(幼稚園代表)
委員	甲斐 寛崇	高千穂町PTA代表
委員	後藤 松子	高千穂町社会教育委員
委員	須藤 幸代	よみよみネット代表
委員	中野 道子	社会教育指導員
委員	藤野 英里	高千穂町立図書館図書司書

高千穂町子ども読書活動推進計画
～豊かな人間性を育む読書活動の推進～

令和5年3月発行
高千穂町教育委員会